

施策名	目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組					
施策の概要	生物多様性国家戦略を始めとする自然環境保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集・整備・提供を行う。また、国際的枠組への参加等を通じて地球規模の生物多様性の保全を図る。					
達成すべき目標	生物多様性国家戦略2010に基づき、各種施策に必要な情報の収集・整備・提供、国民への生物多様性に関する普及啓発などの取組を進める。また、国際的枠組への参加を通じて、自然資源の保全、地球規模の生物多様性の保全を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (千円)	当初予算(a)	1,484,336	2,729,381	2,826,518	1,558,838
		補正予算(b)	0	1,000,000	3,020,000	
		繰り越し等(c)	0	△ 3,000	3,000	
		合計(a+b+c)	1,484,336	3,726,381	5,849,518	
執行額(百万円)	1,367,638	3,602,353	5,669,287			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010平成22年3月16日(閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 「生物多様性」の認識状況	基準値	実績値					目標値
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		30%	-	-	36%	-	-	50%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 生物多様性地域戦略策定着手済数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		6県	-	-	-	20都道県	30都道府県	47都道府県
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 全国の1/2.5万地形図面数に対する植生図整備図面数の割合[図面数/図面数]	基準値	実績値					目標値
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		国土の35%	国土の39%	国土の44%	国土の50%	国土の55%	国土の60%	国土の64%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<p>・平成23年度末時点で、生物多様性地域戦略については、30道府県が策定又は策定に着手している。また、植生図の整備図面数は国土の60%に達している。「生物多様性」の認識状況については、平成22年度は世論調査を実施していないため、進捗状況は不明であるが、2010年の「国際生物多様性年」にあわせた各種活動を通じて、生物多様性の認識は上昇しているものと考えられる。このため、すべての測定指標において目標値に近づいていると考えられる。</p> <p>・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月閣議決定)に沿って、各種施策・政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。</p> <p>・平成22年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の成果を受けて、COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10決定事項の実施に貢献しており、目標達成に向けた取組が進展している。</p>
---------	--

<自然保護保全のための政策の策定、及びそのために必要な情報の収集>  
【これまでの成果】  
・自然環境保全基礎調査において取得された植生、動植物分布等の自然環境に関する基盤情報データ及びモニタリングサイト1000において取得された高山帯、森林・草原、沿岸域等様々な生態系における指標生物の生息・生育状況及び無機的環境をモニタリングしたデータを着実に蓄積し、これらのデータを効果的に活用・発信することにより、生物多様性の保全に関する施策の実施に寄与できた。  
・平成22年5月に公表した「生物多様性総合評価」を踏まえ、生物多様性評価の地図化を実施し、我が国の生物多様性の現状について評価した計49枚の地図を作成した。  
・海洋生物多様性の保全と生態系サービスの持続可能な利用を促進するため、海洋生物多様性保全戦略を策定した。

【今後の方向性】  
・平成22年10月に開催されたCOP10の成果及び平成23年3月に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、生物多様性国家戦略を改定し、改定した国家戦略に基づく施策を着実に実施していくことにより愛知目標の達成に貢献する。

<国民への生物多様性に関する普及啓発>  
【これまでの成果】  
・経済活動と生物多様性の関係及びその指標、事業者の生物多様性保全の取組及び保全に資する技術に関する情報収集を行うとともに、経済社会における生物多様性の保全等の促進に向けて求められる各主体の取組及び行政等の支援に関する検討を行った。  
・生物多様性の主流化に向けて平成24年度から推進していく、生物多様性の経済価値評価の方向性を検討した。  
・TEEB(生態系と生物多様性の経済学)報告書の概要を分かりやすく示した普及啓発用パンフレットを作成・公表した。  
・地域生物多様性保全活動支援事業を通じて、地方自治体による生物多様性地域戦略の策定を支援した(平成23年度採択団体:2府県4市、平成24年度採択団体:4県3市2町区)

【今後の方向性】  
・経済社会における生物多様性の主流化の現状を把握し、その他関連情報とともに一元的に発信することなどにより、民間部門における自発的な生物多様性保全等の取組を促進する。  
・生物多様性が有する価値を経済的な評価により可視化し、評価結果等を活用して生物多様性の重要性についての普及等を推進する。  
・平成24年度までに生物多様性地域戦略策定着数を47都道府県とする目標は、生物多様性国家戦略2010(平成22年3月)において設定されたものであるが、都道府県による策定数は着実に増加していることから、平成24年9月に改定予定の次期生物多様性国家戦略において、平成32年度までに生物多様性地域戦略の策定自治体数を47都道府県とすることを新たに目標として設定する予定。また、地域生物多様性保全活動支援事業や生物多様性地域戦略の手引きの改定等を通じて、策定自治体数の増加を図っていく。

<国際的枠組への参加>  
【これまでの成果】  
・サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組への参加、国際条約の適切な履行、NGO等への拠出等によって、自然環境保全分野での国際協力を積極的に推進しており、国際的な評価を得ている。ミャンマー・タイ・マレーシア等で普及啓発活動を進め、特にマレーシアにおいてラムサール登録が現実味を帯びるまでに至っている。また、また、水田決議に係るフォローアップワークショップを2回開催し、決議の履行を普及啓発においてリーダーシップを発揮した。  
・ICRI東アジア地域会合を開催(平成22年6月:タイ)し、ICRI東アジア地域サンゴ礁保護区ネットワーク戦略2010を策定し、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮した。  
・国連森林フォーラム、国際熱帯木材機関、砂漠化対処条約締約国会議などに積極的に関与することにより、世界の森林の保全と持続可能な経営及び砂漠化対処に係る国際的な取組の進展に寄与した。  
・南極環境保護法に基づく南極地域活動の環境影響評価等を実施するとともに、南極条約協議国会議に積極的に関与することにより、南極地域の環境保護に向けた国際的取組に貢献した。

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

		<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界の青年の交流と生物多様性に関する意識の向上を目指すため、「生物多様性国際ユース会議in愛知2010」を66ヶ国、100名の青年の参加を得て開催し、本会議の成果をCOP10の場において発表した。</li> <li>・愛知目標の達成に向けた途上国の取組を支援するため、生物多様性条約事務局に設立した「生物多様性日本基金」を通じて、世界各地域で生物多様性国家戦略の改定支援ワークショップの開催等を支援した。</li> <li>・生物多様性条約COP10において、我が国の呼びかけにより、二次的自然環境における自然資源の持続可能な利用・管理のための取組を推進するために「SATOYAMAイニシアティブ国際パートナーシップ(IPS)」が発足した(事務局:国連大学高等研究所)。平成24年3月にはナイロビにおいてパートナーシップ第2回会合を開催した。現在、国、国際機関、団体が構成される合計117団体が加入している。</li> <li>・平成23年5月に名古屋議定書に署名した。</li> <li>・平成24年3月に名古屋・クアラルンプール補足議定書に署名した。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・COP10議長国として、愛知目標や名古屋議定書をはじめとするCOP10の決定事項を実施するための取組を生物多様性日本基金も活用しつつ推進する。</li> <li>・引き続きICRI東アジア地域会合を開催して東アジアを中心とした重要サンゴ礁ネットワーク戦略を策定するなど、国際的なサンゴ礁保全においてリーダーシップを発揮する。</li> <li>・世界の森林の保全と持続可能な経営の推進に向けた検討調査及び砂漠化対処のための手法の検討調査等を行うとともに、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に貢献する。</li> <li>・我が国昭和基地における観測活動による環境影響モニタリングの検討や、南極条約・議定書に基づく査察の実施結果の報告に関する検討を進めるとともに、国内外の南極旅行取扱業者等への南極環境保護法の普及啓発を図る。</li> <li>・世界各地での自然共生社会の実現のため、各国や国際機関、NGO等と協調し、人と自然の共生を目指し、二次的自然地域における自然資源の持続可能な利用・管理の推進のための取組である「SATOYAMAイニシアティブ」を、国際パートナーシップを通して世界に発信し、広く普及を図っていく。</li> <li>・名古屋議定書については、可能な限り早期の締結を目指して、海外の動向等も踏まえ、名古屋議定書が定める義務を履行するために必要な国内措置の検討を進めていく。</li> <li>・名古屋・クアラルンプール補足議定書については、締約国会合における今後の議論等も踏まえ、補足議定書が定める義務を履行するために必要な法制度の検討など、締結に向けた必要な作業を進めていく。</li> </ul>
--	--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性国家戦略の改定にあたり、平成23年2月より中央環境審議会自然環境・野生生物部会及びその下に設置した生物多様性国家戦略小委員会をそれぞれ計3回と計7回開催し、学識者の知見を活用した。</li> <li>・海洋生物多様性保全戦略策定にあたり、検討会を開催し学識者の知見を活用。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「生物多様性」の認識状況:環境問題に関する世論調査(平成21年6月調査/内閣府大臣官房政府広報室)</li> </ul>
---------------------------	--

担当部局名	自然環境計画課 野生生物課	作成責任者名	塚本 瑞天 亀澤 玲治	政策評価実施時期	平成24 年6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

施策名	目標5-2 自然環境の保全・再生					
施策の概要	原生的な自然及び優れた自然の保全を図り、里地里山などの二次的な自然や藻場・干潟等についてその特性に応じた保全を図るとともに、過去に失われた自然を積極的に再生する事業と、自然再生に係る地域活動を推進するための支援を実施することで、自然環境の保全・再生を図る。					
達成すべき目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原生的な自然環境、里地里山などの二次的な自然、干潟などの生態系を地域の特性に応じて保全、維持管理する。</li> <li>・過去に損なわれた自然について、多様な主体の参画による自然再生を行う。</li> <li>・生物多様性保全について先進的・効果的な取組を支援することで、今後の保全活動の推進に繋げる。</li> <li>・自然状況や社会状況、風景評価の多様化等の変化をふまえ、国立・国定公園の区域及び公園計画について、着実に見直しを行い、適切な保護管理を行う。</li> </ul>					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況 (百万円)	当初予算(a)	265,034	286,941	356,150	267,621
		補正予算(b)	157,000	0	0	
		繰り越し等(c)	0	102,000	△ 1,800	
		合計(a+b+c)	422,034	388,941	354,350	
執行額(百万円)	303,239	383,639	350,085			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定) 第2部 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する行動計画					

測定指標	1 自然再生協議会の数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		21	19	20	22	22	24	29
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 自然再生事業実施計画策定数	基準値	実績値					目標値
		21年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		21地区	18地区	18地区	21地区	24地区	26地区	29地区
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 当該年度を終期とする国立・国定公園の点検等見直し計画の達成率	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	7地区 100%	9地区 82%	100%
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界自然遺産地域の保管理体制の充実、里地里山保全活用行動計画の策定等、地域の特性に応じた保全・維持管理のための取組を着実に実施した。</li> <li>・平成23年度は、自然再生協議会が新たに2地区で設定されるとともに、自然再生事業実施計画が新たに2地区で策定された。</li> <li>・環境省の支援等により自然再生事業実施計画が新たに3件策定されるなど、全国各地で多様な主体による自然再生を実施した。</li> <li>・国立・国定公園の点検については、平成23年度については11件の見直し計画を立てて、9件の見直しを行った。</li> </ul>
	<p>&lt;世界自然遺産&gt; 【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、世界自然遺産の適正な保全・管理を実施した。</li> <li>・屋久島、白神山地、知床については、モニタリング等を実施し、その結果を各地域の科学委員会を通じて対策に反映させる順応的な保管理体制の一層の充実を図っている。また、平成23年7月には、世界遺産委員会へ定期報告書を提出した。</li> <li>・平成23年度に新たに登録された小笠原諸島については、順応的な管理を推進するとともに、科学委員会や地域連絡会議の体制の強化等を行った。</li> <li>・国内候補地である琉球諸島については、地域の協力を得ながら世界的にすぐれた自然環境の価値を保全するための方策を検討した。</li> </ul>

施策に関する評価結果

目標期間終了時点の総括

【今後の方向性】

・世界自然遺産地域(屋久島、白神山地、知床、小笠原諸島)について、地元の見解と科学的な知見を管理に反映させるための管理体制と保全施策の充実を図る。また、関係省庁・地方公共団体・地元関係者・専門家の連携により、引き続き適正な保全・管理を推進する。  
・世界自然遺産4地域に関する調査及び適切な保全・管理を実施するとともに、保全状況の報告に対する勧告や小笠原諸島の遺産登録時の勧告に適切に対応するための措置等を講じる。また、推薦候補地として選定されている奄美・琉球諸島について保護地域の拡大や外来生物対策の推進など新規登録に向けた必要な価値の整理や保全措置等を進めるとともに、関係機関との調整を図りながら適切な対応を行う。

＜自然再生＞

【これまでの成果】

・自然再生事業の実施にあたり、計画段階から専門家、地域住民等の参画や地域の自然特性に応じた細やかな取組を関係者の合意を得つつ推進するために必要な支援として、自然再生協議会設立の意向を持つ団体と既存協議会との意見交換、地域における自然再生のための手法の試行、自然再生に関する情報収集・提供等を実施した。  
・自然再生推進法の運用を推進することにより、平成23年度末現在、全国で同法に基づく自然再生協議会が計24箇所(23年度単年度では2箇所)設立された。また、同法に基づく自然再生全体構想が24箇所で策定され、自然再生事業実施計画が26件(23年度単年度では2件)主務大臣に送付された。

【今後の方向性】

・多様な主体による自然再生事業を着実に推進し、活動団体への技術的な支援や、活動の立ち上げ、情報交換等への支援を行うとともに、国民への普及啓発を図る。  
・平成24年度までに自然再生協議会の数を29箇所、自然再生事業実施計画策定数を29地区にすることを目標としているが、23年度は自然再生協議会が24箇所、前年度に比べて2箇所の増加、自然再生事業実施計画策定数が26地区、前年度に比べて2地区の増加となった。協議会の数及び実施計画の策定数が目標に近づくよう自然再生事業の実施者等に働きかけていく。

＜里地里山＞

【これまでの成果】

・里なびホームページによりボランティア希望者に対して活動への参加を募集する団体の紹介や初心者向けの研修会の開催情報を掲載するとともに地域の関心に応じた取組事例や保全活動に関連した文献を検索可能とするデータベースを整備した。  
・里地里山の地域の人達や保全活動団体等を対象に、保全活動の促進や担い手の育成を図るため、保全再生計画づくりや具体的な保全活動技術を伝える専門家などによる技術研修会を全国で開催(H23までに50ヶ所)し、多くの方々の参加を得た。  
・里地里山の保全活用の促進を図るため、地方公共団体、企業、NPO、農林業者等里地里山に関わる様々な主体に対し、里地里山の重要性、里地里山の保全活用の理念、方向性、取組の基本方針とその進め方及び国が実施する保全活用施策を具体的に示した「里地里山保全活用行動計画」を策定した。また、本行動計画に基づき、里地里山の保全活用の取組の促進を図るために有効な手法について専門家の意見を聞きながら検討を行った。

【今後の方向性】

・里地里山の保全活用の取組の参考となる特徴的な取組を調査・分析し、その成果を分かりやすく発信するとともに、保全活動の担い手育成等としての技術研修会を開催する。また、里地里山の自然資源の利活用方策など保全活用の促進を図るために有効な手法や多様な主体の参加を促進するための社会システムを構築するとともに、これらの手法等を効果的に活用するために地方自治体や企業、NPOなどと有機的な連携を図ることにより、地域での自律的な里地里山の保全再生の促進を図る。

＜国立公園＞

【これまでの成果】

・国立・国定公園における自然環境の適切な保全と利用のため、各地の国立・国定公園の公園計画の点検等の見直しを実施した。平成23年度については、同年度内に見直しをすることとした、霧島錦江湾、西表石垣国立公園等の見直しを行った他、過年度から調整を続けてきた釧路湿原国立公園についても見直しを行った。  
・当初、平成23年度内に見直しをすることとしていた2件については、規制強化等に関する関係者との調整が整わず、平成23年度に見直しすることができなかったが、引き続き平成24年度内に見直しが行なわれるよう調整中である。

【今後の方向性】

・国立・国定公園総点検事業や海域の国立・国定公園保管理強化事業の成果をふまえ、国立・国定公園の見直しの計画を順次立てていき、それを着実に実施することとする。また、見直しにあたり関係者との調整が適切に図られるよう、見直しの根拠となる自然環境や公園利用に関するデータ等の充実を努める。

	<p>&lt;地域支援&gt;</p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性の保全上重要な地域における法定計画の作成、法定計画に基づく実証事業について、平成23年度末まで33件に対し支援を行い、そのうち8件が法定計画の作成に至った。また、地域における生物多様性の保全再生に資する活動等について、平成23年度末までに35件に対し経費の一部を交付した。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続して、地域における生物多様性の保全事業等に経済的な支援を行うことで、生物多様性地域戦略等の策定率の向上や、国土全体の生物多様性の保全再生の推進を図る。</li> </ul>
--	--

学識経験を有する者の知見の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・世界遺産地域(/候補地)科学委員会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> <li>・自然再生協議会を地域ごとに開催し、順応的な管理を実施した。</li> <li>・里地里山保全活用行動計画の策定にあたり検討会を開催し、有識者の知見を活用した。</li> </ul>
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然環境計画課 国立公園課	作成責任者名	塚本 瑞天 桂川 裕樹	政策評価実施時期	平成24 年6月
-------	------------------	--------	----------------	----------	-------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

施策名	目標5-3 野生動物の保護管理					
施策の概要	希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存、野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化、遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止。					
達成すべき目標	新たに種の絶滅が生じないようにするとともに、絶滅の危機に瀕している種の個体数の維持・回復。外来生物による在来生物や生態系への影響の防止。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	1,710,066	1,843,609	1,832,295	1,463,408
		補正予算(b)	151,049	0	0	0
		繰り越し等(c)	40,000	41,800	99,800	
		合計(a+b+c)	1,901,115	1,885,409	1,932,095	
	執行額(千円)	1,821,042	1,857,073	1,881,815		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)						

測定指標	1 希少野生動植物の現状把握と保護増殖の進捗状況	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		-	第3次レッドリストの公表	第3次レッドリストの公表	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	レッドリストの改訂作業	第4次レッドリストの公表
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	2 特定外来生物の国内における定着防止や防除の進捗状況(防除事業の実施箇所数)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		9箇所	20箇所	17箇所	19箇所	17箇所	23箇所	-
		年度ごとの目標値	-	-	-	-	-	-
	3 野生鳥獣の保護管理の進捗状況(鳥獣保護制度の継続的見直し)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		-	-	-	-	鳥獣保護基本指針の見直し	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成18-19年度に公表したレッドリストの見直し作業を実施しており、これまで、カテゴリーの検討、評価対象種の対象要件・検討・ランク判定作業を行っている。</li> <li>従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除を行い、外来生物法の実効性を確保することにより、特定外来生物の拡散や被害の発生・悪化を防いだ。また、同法施行から5年が経過したことから、施行状況の検討作業に着手した。あわせて、平成25年度中の完成・公表を目指し、「外来種被害防止行動計画(仮称)」、「外来種ブラックリスト(仮称)」の検討を開始した。</li> <li>鳥獣保護法に基づく科学的で計画的な野生鳥獣の保護管理を推進するため、平成19年に策定した「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」の変更を行うとともに、野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況のモニタリング調査を継続した。</li> </ul>
---------	---

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;希少野生動植物の生息状況等の調査による現状把握と保護・増殖による種の保存&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・平成23年度に、絶滅危惧種の保全に関する点検を実施し、保全の現状を把握するとともに、今後の絶滅危惧種の保全にあたって必要な取組について提言を得た。          ・レッドリスト掲載種(現在3,155種)をより効果的に保全していくため、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を実施した。          ・ワシントン条約第15回締約国会議における附属書改訂提案に対し、科学当局として情報を基に適切な対応を検討するとともに、条約対象種の審査マニュアルを作成し、絶滅のおそれのある野生動植物種の国際取引の適正化に寄与した。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・レッドリストを平成24年度に公表し、25年度にはレッドデータブックをとりまとめる。また、絶滅危惧種の保全の点検結果等を踏まえ、今後の希少野生動植物種の保全制度等のあり方の検討を受けて、今後の全国的な絶滅のおそれのある種の保全の進め方や保全すべき種の優先順位付け等を盛り込んだ「絶滅のおそれのある野生動物の保全戦略(仮称)」を作成する。          ・ワシントン条約に関しては、今後も締約国会議における議論や個別の国際取引の課題に対応するために必要な調査等を計画的かつ効果的に執行する。</p> <p>&lt;遺伝子組換え生物及び侵略的な外来生物への対策推進等による生物多様性等への影響防止&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・従来に引き続き特定外来生物の飼養等の規制や防除事業を実施することにより、特定外来生物の拡散や被害の防止に一定の成果を上げている。          ・外来生物法に基づき、平成23年度までに特定外来生物を105種類指定し、法に基づく飼養等の規制を行った。その結果、外来生物法施行から現時点まで、新たな特定外来生物の我が国への定着は確認されていない。また、特定外来生物のうち生態系等への影響が大きいものについて、防除事業を実施し、鳥嶼など限られた空間において完全排除に成功している事例や、希少種の生息状況の回復が確認されている事例等、重要な生態系の保全や希少種の保護上、一定の成果が出ている。          ・カルタヘナ法に基づき遺伝子組換え生物の使用、承認にあたって、学識経験者の意見聴取会を開催し、生物多様性影響の審査を実施している(H23は67件審査)。また、遺伝子組換え生物に関する国内外の情報収集やホームページ(J-BCH)により国民へ情報提供、意見聴取を行っている。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・外来生物法に基づく規制や防除事業を引き続き実施する。また、外来生物法施行後5年を経過したことから、平成24年度中に施行状況の検討を行いつつ、更に効果的な法律の運用、防除事業の実施を図る。既にその一環として、平成23年度から、「外来種被害防止行動計画(仮称)」「外来種ブラックリスト(仮称)」の検討を開始しており、平成25年度中の完成・公表を目指す。          ・遺伝子組換え生物については、引き続き最新の知見を情報収集しつつ法に基づき生物多様性影響を防止するため、適切に審査を実施するとともに、国民への情報提供、意見聴取を実施していく。</p> <p>&lt;野生鳥獣の適正な保護・管理と狩猟の適正化&gt;  <b>【これまでの成果】</b>          ・「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」について、生物多様性の保全や特定鳥獣の保護管理の推進を図るとともに、感染症への適切な対応を行う他、時代に即した鳥獣保護管理を実施するため、当該指針の見直しを行った。          ・平成22年10月以降、全国16道府県、60羽で高病原性鳥インフルエンザが確認されたことから、恒常的に実施しているウイルス保有状況調査や渡り鳥の飛来状況の把握等の取組に加え、都道府県等と連携して全国の野鳥の監視体制を強化して対応を図った。</p> <p><b>【今後の方向性】</b>          ・新たな「鳥獣の保護を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、適正な野生鳥獣の保護管理のより一層の推進を図っていく。          ・鳥インフルエンザの今シーズンの全国での発生を踏まえ、野鳥サーベイランスの適時適切な実施や渡り鳥の飛来状況調査など、着実に危機管理対応を実施していく。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・保護増殖事業や、レッドリストの見直し等において、検討会での専門家による指摘や知見を活用し、効果的・効率的に保全施策を実施している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>野生生物課</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>亀澤 玲治</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成25年6月</p>
--------------	--------------	---------------	--------------	-----------------	----------------



施策名	目標5-4 動物の愛護及び管理				
施策の概要	自治体、動物取扱業者による飼い主等への適切な指導、適正な飼養管理に関する普及啓発、地域における動物の適正飼養推進のための体制作りを推進することにより動物の愛護と適正な管理についての国民の意識の向上を図る。				
達成すべき目標	自治体における犬及び猫の引取り数の半減、犬及び猫の殺処分率の減少、犬及び猫の所有明示の実施率の倍増				
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度
	当初予算(a)	211,457	210,592	138,193	101,354
	補正予算(b)	0	0	0	0
	繰り越し等(c)	△56,850	47,977	8,873	
	合計(a+b+c)	154,607	258,569	147,066	
執行額(千円)	134,875	186,542	(※記入は任意)		
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	動物の愛護及び管理に関する法律第5条に基づく動物愛護管理基本指針(平成18年10月31日環境省告示第140号) ・都道府県、指定都市及び中核市における犬及びねこの引取り数を半減するとともに、元の所有者等への返還又は飼養を希望する者への譲渡等を進めることによりその殺処分率の減少を図ること。 ・犬又はねこに関する所有明示の実施率の倍増を図ること。				

測定指標	1 自治体における犬及び猫の引取り数	基準値	実績値					目標値
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
		418千頭	336千頭	315千頭	272千頭	249千頭	-	209千頭
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	2 犬及び猫の殺処分率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		16年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
		94%	89%	88%	85%	82%	-	減少傾向維持
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	
	3 犬及び猫の所有明示の実施率	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		15年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	29年度
犬33% 猫18%		犬44% 猫26%	犬54% 猫32%	犬55% 猫37%	犬58% 猫43%	犬55% 猫38%	犬66% 猫36%	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		

目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護週間行事を中心とした各種普及啓発事業の推進や都道府県等に引き取られた犬猫の収容、返還・譲渡を推進する取り組みを着実に実施することで、都道府県等による犬ねこの引取り数が減少の傾向を維持する等、目標達成に向け期待どおりの成果が得られた。</li> <li>平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的とした普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。</li> </ul>
	<動物愛護管理の推進> 【これまでの成果】 ・動物愛護管理に関するポスター等の作成・配付や動物愛護週間行事における中央行事の開催、ホームページや各種パンフレット等の活用といった各種普及啓発事業を実施した。 ・都道府県等に引き取られた犬ねこを収容し元の飼い主へ返還又は新たな飼い主へ適正譲渡するため、施設の新改築に対する整備費補助、再飼養支援データベース・ネットワークシステムの運営管理及び関係自治体の職員等を対象とした講習会の開催等を実施した。 ・動物愛護管理法の施行状況に関する各種調査を行い、毎年動物愛護管理基本指針の点検を図るとともに、平成22、23年度で実施している動物愛護管理法の見直しにかかる課題の解決に向けた検討を実施した。 ・東日本大震災に発生に伴い、被災地でのペットの適正飼養に必要なケージ及びテントを購入するとともに、福島第一原子力発電所の半径20km圏内に取り残された被災ペットの保護活動を福島県等と協力して実施した。

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ますます多様化している国民の動物の愛護及び管理に関する要望等へのきめ細かい対応と対策を行う。</li> <li>・都道府県等における動物の収容・譲渡活動を支援するための、施設整備補助、普及啓発、技術的助言、施設整備補助及び再飼養支援データベース・ネットワークシステムの充実等を継続する。</li> <li>・動物愛護管理基本指針について、策定から5年を目途とした見直しにかかる施策の進捗状況の実態を把握し、新たな目標等を検討する。</li> <li>・東日本大震災の発生を受けて、関係自治体及び団体等が取り組んだ被災動物の救護活動の記録集作成と、同様の大規模災害発生に対応した被災動物対応マニュアルの整備を行う。</li> <li>・平成24年に予定される改正動物愛護管理法について、次の取り組みを実施する。             <ol style="list-style-type: none"> <li>①パンフレットや説明会等による改正法の普及啓発</li> <li>②改正法に基づき、必要な政省令の改正及び基準・ガイドラインの策定</li> </ol> </li> </ul> <p>&lt;ペットフードの安全性の確保&gt;</p> <p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成21年6月にペットフード安全法が施行され、法の周知と理解を目的としたパンフレットやポスターの作成・配付及び適切な動物の飼養にかかる講習会やシンポジウムの開催等による普及啓発を行うとともに、関係機関等の連絡・連携体制の構築を図り、ペットフードの安全性の確保に取り組んだ。また、犬猫以外のペットフードも法の対象とするか検討するために必要な調査を実施した。更にペットフードの安全性の確保のために必要な基準・規格の検討を実施した。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、ペットフードの安全性に関する知見の収集に務め、ペットフードの安全性の確保のために必要な更なる基準・規格及び体制の整備を図る。</li> </ul>
-------------------	--------------------	--

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・毎年7月頃に中央環境審議会動物愛護部会を開催し、動物愛護管理施策の進捗状況を報告し、意見内容は当該年度の動物愛護管理基本指針フォローアップ調査に反映している。</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>・平成23年度動物愛護管理行政事務提要(平成22年度末時点)          ・動物愛護に関する世論調査(平成22年9月調査)(平成15年7月時点)          ・平成23年度動物愛護管理基本指針フォローアップ等検討調査業務報告書</p>
----------------------------------	--

<p>担当部局名</p>	<p>動物愛護管理室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>西山 理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	----------------	---------------	--------------	-----------------	----------------

目標管理型の政策評価に係る評価書の標準様式

別紙2

(環境省23-25)

施策名	目標5-5 自然とのふれあいの推進					
施策の概要	豊かな自然とのふれあいや休養などの国民のニーズに応えるため、持続可能な自然資源の保全を図りつつ、安全で快適な自然とのふれあいの場の提供やふれあい活動をサポートする人材の育成を行う。					
達成すべき目標	安全で快適な自然とのふれあいの場を提供しつつ、ふれあい活動をサポートする人材を育成することでエコツーリズムを推進し、自然とのふれあいの質の向上を図る。また、貴重な自然資源である温泉の保護と適正な利用を図る。					
施策の予算額・執行額等	区分	21年度	22年度	23年度	24年度	
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	11,214,137	10,935,298	10,514,342	8,492,023
		補正予算(b)	4,095,074	0	500,000	
		繰り越し等(c)	△ 2,242,887	2,418,469	△ 184,077	
		合計(a+b+c)	13,066,324	13,353,767	10,830,265	
執行額(千円)	11,946,669	12,394,797	10,103,170			
施策に関する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	・生物多様性国家戦略2010(平成22年3月16日閣議決定)第2部第2章第3節3「自然とのふれあい活動の推進」「自然とのふれあいの場の提供」					

測定指標	1 自然とのふれあい場である自然公園等の利用者の推移(千人)	基準値	実績値					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	916,845	894,798	897,846	886,844	集計中	-
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	2 エコツーリズム推進法の規定に基づく全体構想認定数	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		20年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
		0	-	-	1	1	1	3
	年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-
	3 温泉利用の宿泊施設利用人数の推移(千人)	基準	施策の進捗状況(実績)					目標
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		135,873	132,677	127,930	124,925	集計中	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-	-	

施策に関する評価結果	目標の達成状況	・自然とのふれあい活動をサポートする人材の育成等によりエコツーリズムを推進した。また、全国30の国立公園等における自然とのふれあいの推進を図るため、安全かつ快適に自然を体験できるよう公園利用施設の新設及び老朽化施設の更新や、自然環境保全のための施設の整備を実施した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。
	目標期間終了時点の総括	<p>【これまでの成果】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とのふれあいに関する情報の提供や人材の育成、エコツーリズムの総合的な推進(地域への技術的助言・情報収集・広報活動等)により、自然の保全と適正利用の推進を図った。また、全国30の国立公園等において、公園利用施設の新設・更新や自然環境保全のための施設の整備を実施するとともに、都道府県等が行う国定公園等の公園利用施設の整備に対して支援を行い、自然とのふれあいの場の提供を推進した。このほか、自然資源である温泉の保護と適正な利用を図った。</li> </ul> <p>【今後の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「自然と共生する社会」の実現に資するよう、今後も国民のニーズに的確に応え、自然への理解や大切にすることを目的とした自然ふれあいメニューの拡充やエコツーリズムの推進を図るとともに、安全で快適な国立公園等における公園施設の整備や温泉の適正利用を図っていく。</li> </ul>

学識経験を有する者の知見の活用	-
-----------------	---

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	-
---------------------------	---

担当部局名	自然ふれあい推進室 自然環境整備担当参事官室	作成責任者名	堀上 勝 大庭 一夫	政策評価実施時期	平成24年6月
-------	---------------------------	--------	---------------	----------	---------

施策名	目標5-6 東日本大震災への対応(自然環境の復旧・復興)					
施策の概要	被災した陸中海岸国立公園等の復旧、地域の自然資源等を活用した三陸復興国立公園への再編成に取り組むほか、被災ペット保護活動を支援する。					
達成すべき目標	三陸復興国立公園の創設を始めとした様々な取組を通じて、森・里・川・海のつながりにより育まれてきた自然環境と地域のくらしを後世に伝え、自然の恵みと脅威を学びつつ、それらを活用しながら復興する。 福島第一原子力発電所の半径20km圏内(警戒区域内)に取り残されているペット(犬及び猫)の保護活動を実施し、保護したペットをシェルターにおいて適正に飼養管理を行いながら、飼い主への返還、譲渡を促進する。					
施策の予算額・執行額等	区分		21年度	22年度	23年度	24年度
	予算の状況(千円)	当初予算(a)	-	-	0	1,399,644
		補正予算(b)	-	-	699,950	-
		繰り越し等(c)	-	-	△ 512,684	-
		合計(a+b+c)	-	-	187,266	-
執行額(千円)		-	-	147,607	-	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうちなもの)	東日本大震災からの復興の基本方針(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部) ・自然の景観、豊かな文化・「食」、国立公園や世界遺産などの地域の豊かな観光資源を活用した東北ならではの観光スタイルを構築する。(5(3)⑥(ii)) ・陸中海岸国立公園などの既存の自然公園を再編し三陸復興国立公園とし、防災上の配慮を行いつつ被災した公園施設の再整備や長距離海岸トレイルの新規整備を行うことについて検討する。また、農林水産業と連携したエコツーリズムの推進など各種事業を行う。(5(3)⑥(iii)) ・地域に根ざした自然との共生の知恵も生かしつつ、森・里・海の連環をとり戻すための自然の再生などによる自然共生社会を実現する。(5(3)⑩(i)) ・津波の影響を受けた自然環境の現況調査と、経年変化状況のモニタリングを行う。(5(4)⑥(ii))					

測定指標	1 三陸復興国立公園の公園計画を策定し、段階的に指定を行うとともに、長距離自然歩道の設定、エコツーリズムの推進、自然環境の保全・再生等を行うことを通じ、地域を復興するとともに自然と共生する社会を実現することを目標とする。ただし、地域の復興と自然共生社会の実現は定量的に目標を設定することは困難であることから、現時点では公園の指定及び公園計画の策定数を測定指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョンを策定	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
	2 安全かつ適切な公園利用の推進や自然環境の保全のために、陸中海岸国立公園の公園利用施設の復旧等を目標とする。ただし、自治体ごとの復興計画等と調整しつつ、復旧事業に着手した段階にあるため、現時点での定量的な目標値は設定できないことから、陸中海岸国立公園内の主な集中復旧区域数を参考指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
		-	-	-	-	-	0 (3箇所について着手)	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-
	3 警戒区域内における被災ペットの保護活動を行い、保護したペットを飼い主に返還するとともに、長期間の放浪でペットが野生化したり繁殖により増加することで、将来帰還する住民の生活環境が悪化することを防ぐことを目標とする。ただし、被災ペットの生息数を把握することは困難であることから、定量的な目標は設定できないが、警戒区域における被災ペットの保護数を参考指標とする。	基準値	施策の進捗状況(実績)					目標値
		年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	年度
-		-	-	-	-	保護数 犬428頭 猫321頭	-	
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
目標の達成状況	・三陸復興国立公園の創設に向けて、平成24年3月に中央環境審議会の答申を受け、同年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。							

<p>施策に関する評価結果</p>	<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>&lt;三陸復興国立公園の創設&gt;  【これまでの成果】  ・三陸復興国立公園の創設に向けて、平成24年3月に中央環境審議会の答申を受け、同年5月に「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定した。  ・7つのグリーン復興プロジェクトのそれぞれについて、基礎調査、地方公共団体等の地域の関係者との調整等を実施するなど、取り組みを進めた。  【今後の方向性】  ・7つのグリーン復興プロジェクトを着実に推進する。</p> <p>&lt;陸中海岸国立公園の復旧&gt;  【これまでの成果】  ・陸中海岸国立公園の利用拠点の一部について、被災箇所の応急的な復旧工事や仮設トイレの設置等を行うことにより、供用を再開した。  ・陸中海岸国立公園の利用拠点において、本復旧に向けた調査・設計を進めるとともに、一部の施設の本復旧工事に着手した。  【今後の方向性】  ・陸中海岸国立公園の利用拠点において、引き続き本復旧に向けた調査・設計及び関係機関等との必要な調整を進めつつ、準備の整った箇所から順次復旧工事に着手する。</p> <p>&lt;警戒区域内における被災ペット保護活動&gt;  【これまでの成果】  ・平成23年5月10日から8月26日まで、住民の一時立入と連動して、環境省と福島県が全面的に協力し、他の自治体、緊急災害時動物救援本部、獣医師等の協力を得て、被災ペットの保護活動を実施。  ・住民の一時立入が一巡した後は、放浪している犬・猫の保護活動を継続して実施。  ・保護したペットは、福島県内のシェルターで飼養管理を行いながら、飼い主への返還、譲渡を実施。  【今後の方向性】  ・警戒区域内における被災ペットの保護活動を継続して実施し、飼い主への返還、譲渡を行う。  ・保護したペットを収容するための臨時シェルターを設置し、適正な飼育管理を行うとともに、譲渡を促進するために、不妊去勢措置や内部被ばく調査を実施する。</p>
-------------------	--------------------	---

<p>学識経験を有する者の知見の活用</p>	<p>・「三陸復興国立公園の創設を核としたグリーン復興のビジョン」を策定する際に、中央環境審議会での5回の議論を経た答申を活用した</p>
------------------------	---

<p>政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報</p>	<p>—</p>
----------------------------------	----------

<p>担当部局名</p>	<p>国立公園課  自然環境整備担当参事官室  動物愛護管理室</p>	<p>作成責任者名</p>	<p>桂川裕樹  大庭一夫  西山理行</p>	<p>政策評価実施時期</p>	<p>平成24年6月</p>
--------------	---	---------------	---------------------------------	-----------------	----------------